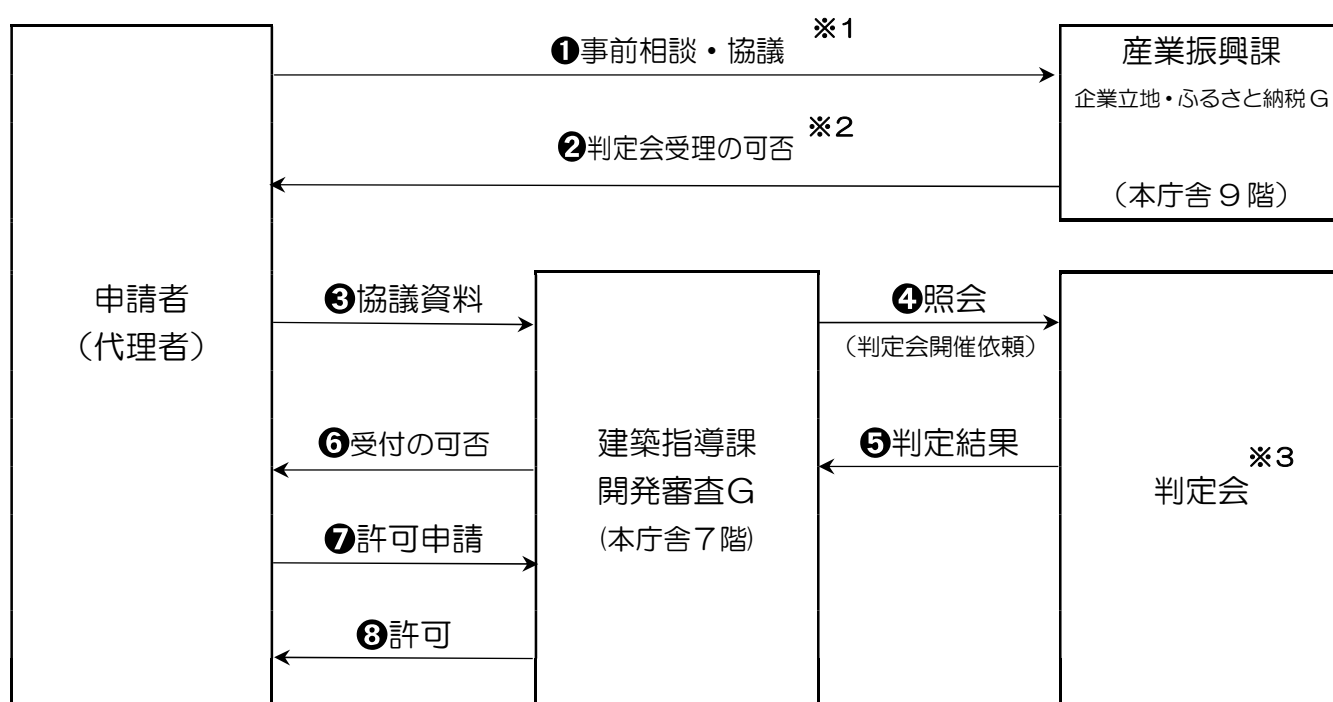


一宮市開発審査会基準第9号に基づく許可申請について

事前に産業振興課（本庁舎9階）にて『技術先端型業種の工場又は研究所』に該当する旨回答が得られたものについて、許可申請を受付けます。

まずは、①事前相談・協議（初回の相談は会社案内、製品等のパンフレット、どの部分に先端技術が応用されているか又は先進性がどこにあるかを説明する書類をご準備ください）を行っていただき、②判定会受理可能の回答が得られれば、③裏面の必要書類を揃えて、建築指導課（本庁舎7階）へ2部提出してください。

なお、⑥受付可能の回答を得て⑦許可申請の受付が可能となります。



※1 ①の事前相談と並行し、開発審査会基準第9号について建築指導課と協議を行ってください。

※2 ②の回答までに複数回協議が必要となります。

※3 一宮市開発審査会基準第9号に係る「技術先端型業種」の判定会

【問い合わせ先】

一宮市建築部建築指導課
開発審査グループ

電話：0586-28-8646(直通)

一宮市活力創造部産業振興課
企業立地・ふるさと納税グループ

電話：0586-28-8982(直通)

③協議資料には、原則下記の書類を提出してください。

（別紙：一宮市開発審査会基準第9号に係る「地域振興のための工場等の技術先端型として認められる業種、製品及び加工技術」）

1. 開発区域区域図若しくは付近見取図（1/2500の都市計画図）
※申請予定地を赤枠で明示
2. 公図の写し ※申請予定地を赤枠で明示
3. 土地登記事項証明書
4. 法人登記簿謄本
5. 日本標準産業分類のどれに該当しているか 注1
6. 製造工程（原材料若しくは部品から製品までフローで示し、自社がその工程のどの部品を分担しているか明らかにすること）
7. 事業計画書
8. 技術先端型業種等（別紙）に該当することを説明する資料
※事前相談・協議で提出が必要です。
9. 会社パンフレット、製品カタログ、写真等
10. 理由書（土地選定理由等を明記） 注2

注1：技術先端型として認められる業種等は、別紙のとおり。

注2：理由書には下記事項について具体的に記入してください。

- ① 工場を立地する理由（建物は自己所有することが許可の条件です。）
- ② 一宮市内及び周辺市町の市街化区域に適地が見当たらない理由、また見当たらなかったために当該地を選定した理由